

温故

第二十三号

須佐郷土史研究会

益田牛庵御奉公の抜書 前編

はじめに

温故23号をお届けします。今回は益田牛庵(元祥、益田家二十代、須佐初代領主)御奉公の抜書を取りあげました。この抜書は意味不明の箇所や省略、あるいは漏れなど、写す際のミスが多く見えます。益田元祥の履歴に関しては、多くの家臣がその写しを取っていることが想像されます。従って写しの写し、その又ということも考えられます。本資料の底本がどの文書であるか定かではありませんが、本文書を解説するに当たり「牛庵一代御奉公覚書無庵(益田元麿)書記之(東京大学史料編纂所データベース益田家文書92、包紙には牛庵様御奉公之次第無庵様御書記御直筆覚書一卷第九十三)」と「休(牛)庵様御覚書(増野家文書CD 10-7、増野亮氏所有)」を参照しながら、判読しました。

文禄・慶長の役で毛利秀元の陣が崩されたときの太閤への御注進文体の引直し(すりかえ)により毛利家の一大事を救い、また蔚山と順天の二城破却が諸大名で内定後、毛利家に命じられるが、秀元と吉川広家は元祥や福原・楯杜と相談の結果、破却中止を主張した。蔚山城破却とその取りやめを太閤に伺い、中々、返信がないまま破却しなかった。太閤からは「蔚山は無双の名城である」とのことで、もし破却していれば秀元は腹を切ることになった。この二件は元祥の才覚によるものであること。関ヶ原役(1600年)後、徳川家康より再三にわたる旧領安堵の誘いを固辞し、高禄を捨て須佐に移ったこと。周防・長門の配知については、元祥父子で佐波と厚狭を拝領のところを、置く人さえ決められない辺地の石見境(須佐)を父子で受けたこと。などが書いてあります。

何回も繰り返し読み直し、少しでも間違いを減らすべく努力しましたが、中々書いた人の気持ちに近づくことができず、読み誤りなどがあることと思います。限られた時間内に拙稿を何とかまとめることができました。

解説にご協力いただきました須佐古文書を読む会・東京須佐史談会の皆様には格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成二十二年三月

須佐郷土史研究会

凡例

- 一 原文を転記する際に旧字体を現代字に改めました。仮名は節ごとに最初の一字のみ現代がなとし、() 書きを用いました。読点をふり、難しい漢字にはふりがなをつけ、意味不明の文字はそのまま残して「ママ」とルビをふり、明らかな誤字あるいは脱漏と認められる箇所には()を用いて補正しました。判読不能文字については□としました。
- 二 註はページの末尾に掲げています。人名や年号の説明は節ごとに最初の一件のみ「」を用いました。難しい読み方には※をふり、文末に掲げましたので、参考にしていただければ幸いです。
- 三 欠字は一字あけとしました。

目次

慶長五年御一乱以後御当家へ御奉公申上候事	P 1
無庵一代御奉公の覚書	P 38

資料提供

益田牛庵御奉公の抜書 (萩市大字須佐 伊藤清久氏)

益田牛庵御奉公之拔書

牛庵御奉公之拔書

慶長五年所記以後汚辱有在はしき事
一大坂中、勢を失ひ、御下城候に、御座候砌、大御所様
御内證之由ニ、大久保石見殿・彦坂小刑部殿より
申間敷候、修理〔益田景祥〕
上三てハ〔は〕余り人も入〔要り〕申間敷候、修理〔益田景祥〕
を付候而、輝元江相届、玄蕃〔益田元祥〕事、石
見に居留り御奉公申上候得ハ、然者〔し〕からば、先知行不残
可被下之通被仰出候、我等御返事申様ハ、
又兵衛、右衛門佐、玄蕃頭

表紙

益田牛庵御奉公之(の)拔書

P 1

牛庵御奉公之拔書

慶長五年御一乱以後御当家江(へ)御奉公申上候事

一大坂西之丸を木津江御下城被成候而(て)御座候砌、大御所

様御内證之由ニ(に)て、大久保石見殿・彦坂小刑部殿より

数寄者少庵を使ニて被申候者(は)、輝元〔毛利〕ニケ国ノ御身

上三てハ(は)余り人も入(要り)申間敷候、修理〔益田景祥〕

を付候而、輝元江相届、玄蕃〔益田元祥〕事、石

見に居留り御奉公申上候得ハ、然者〔し〕からば、先知行不残

可被下之通被仰出候、我等御返事申様ハ、

注 木津 大坂木津屋敷のこと、現在の大阪市中央区上本町6丁目辺りと推定

注 大御所様 徳川家康(徳川初代將軍)

注 数寄者 好きの当て字、茶の湯などの風流を好むこと。

少庵 千利休の跡継ぎ。千家二代少庵宗淳。

注 御説 おきて、貴人または上官の命令。

注 益田牛庵 益田家二十代元祥、藤兼の長男、須佐初代領主、次郎

又兵衛、右衛門佐、玄蕃頭

注 慶長五年御一乱 関ヶ原の役、1600年。

九家御座候條元當分命方申上候事
 我等事も毛利家譜代之者ニても無之、石見国付之者
 三て御座候條、居留り御奉公可申上候へ共、近年、輝
 元大分之知行を與被置候條、其恩送り己身之
 仕合ニても此砌ハ可相届候へハ、其後、石見殿・小刑部
 殿、石見為請取被罷下候砌、尾道り迄温泉銀山
 之者迎ニ罷出候へハ、温泉津之中尾平左衛門と申者
 二、其方事、急ニ罷帰候而益田玄蕃留守居之者ニ
 共承届候、増野家文書「共御座候、儀承届候、遂御意也」とある。
 増野家文書 川口市在住 増野亮氏所有文書 休(牛)藤様御覽書(田10-1)

P 2

共承届候、^註如御意輝元当分人も入不申節二候、其上^{その}

我等事も毛利家譜代之者ニても無之、^註石見国付之者

三て御座候條、^註居留り御奉公可申上候へ共、近年、輝

元大分之知行を與被置候條、^註其恩送り己身之

仕合ニても此砌ハ可相届候へハ、^註其後、石見殿・小刑部

殿、石見為請取被罷下候砌、^註尾道り迄温泉銀山

之者迎ニ罷出候へハ、^註温泉津之中尾平左衛門と申者

二、其方事、急ニ罷帰候而益田玄蕃留守居之者ニ

共承届候、増野家文書「共御座候、儀承届候、遂御意也」とある。

増野家文書 川口市在住 増野亮氏所有文書 休(牛)藤様御覽書(田10-1)

註 御意 おぼしめし、ご命令、ごもつとも。

註 此砌ハ 増野家文書 「可相勤覚侍之條、其御理被仰上被下候へと御返事申候へ其後・」とある。

註リ 箇字 よけいな字。

註 銀山 増野家文書 「銀山之者共罷出候へ其方なと藤様益田玄蕃・」とある。

註 温泉津 島根県大田市温泉津町。

申後、條江早々罷出と被申由にて、留守居江
 申届候二付、我等留守居増野藤右衛門・宅野不休と
 申者、銀山江罷出候得ハ、石見殿・刑部殿則あわれ
 候而、少庵を以被申、又御事之趣を被申(候)、其後
 遂披露候へハ、兩人被差下儀候条、留守居之者を
 呼候而、いよいよ弥々次第を合点させ、居留り候様才覚
 仕候へと被仰出候条、早々大坂江被登候而、玄蕃
 二其通申達候へハと被申、被差返候二付、有福

註 御事 増野家文書 「御返事之趣共被申候、其段披露・」とある。

理右衛門と申者を差上のほろ（せ）、右之趣を申候条、弥最前
 申上候也、無別条通御返事にて、妻子已下長
 門江引弘申候、翌年、又大久保殿、石見江被
 罷下候時、佐世宗孚・我等をも呼候而逢
 れ、其時、宗孚受取之次第、石見殿物語被
 申候、兩度御返事之通、大御所様江申上候へハ、
 扱々石見之先地より長門之当知所能物にて
 候敷かと御意候つる、一兩日先御知行見申候、

理右衛門と申者を差上のほろ（せ）、右之趣を申候条、弥最前

申上候也、無別条註通御返事にて、妻子已下長

門江引弘申候、翌年、又大久保殿、石見江被註

罷下候時、佐世宗孚・我等をも呼候而逢

れ、其時、宗孚受取之次第、石見殿物語被註

申候、兩度御返事之通、大御所様江申上候へハ、

扱々石見之先地より長門之当知所能物にて

候敷かと御意候つる、一兩日先御知行見申候、

註 別条 いつもと変わったことから、異状。

註 つる たより、つて てがかり広辞苑、昭和三十年、岩波書店。

註 一兩日 一日または二日、いちにちふつか

大分儀共三候、其上石見三てハ無双之知行にて御座
 候を被差捨、輝元江御届之處無比類候、罷上り
 候者大御所様へも儘三可申上之通り被申つる、
 案中具ニ被申上、宇喜多左京成正と(はカ)云、
 預ケ(け)物ハ悉こたたくをさへ(押さえ)取候段迄被申上、不
 残返し候へと可申渡通被仰出、其段左京江被申渡
 候而、家中之者共乗馬・船・其外家財悉ク(く)
 左京より返し候、於伏見、殿様江大久保

P 5

大分儀共三候、其上石見三てハ無双之知行にて御座

候を被差捨、輝元江御届之處無比類候、罷上り

候者大御所様へも儘三可申上之通り被申つる、

案中具ニ被申上、宇喜多左京成正と(はカ)云、

預ケ(け)物ハ悉こたたくをさへ(押さえ)取候段迄被申上、不

残返し候へと可申渡通被仰出、其段左京江被申渡

候而、家中之者共乗馬・船・其外家財悉ク(く)

左京より返し候、於伏見、殿様江大久保

註 無双むそうの知行 永禄十三(1570)年二月、藤兼から元祥に領地書付及び

讓状が与えられている。領地は石州、防長二州、雲州、筑前国に点在する。

その後、文禄五(1596)年の確定検地では石州那賀郡、美濃郡で一万

二千石となつている(益田市誌上巻、益田市、1975)。関ヶ原の役以

後、石見先知の儀は当分兩國御検地並に候は、七八万石もこれあるべく

候)を捨て、須佐一万二千石に転封した。

註 宇喜多左京 増野家文書 「宇喜多左京、預物押取候段迄・」とある。

註 於伏見 増野家文書 「於伏見、大久保殿、殿様江參上被申、直此通被申

上、左候通参年、殿様御下之時・」とある。

殿御下り之時、右之段被仰出、御知行千石
 先御志（こころざし）之由（よし）にて御加増被下、忝段申上候得ハ、其段（後）
 又井原加賀守を御使（つか）にて御自筆之御書
 頂戴仕候、石見先知之儀者当分兩國御檢地
 並三候者、七八万石も可有之候と存候、外見（開物）（実）
 本意旁無残所、上意（かみごころ）にて候つれ共、夫（それを）被（まか）
 指捨御届申上候処、於我等ハ御当家江之御
 届余り並も有之間敷と存候事、
 指捨御届申上候事、於我等ハ御当家江之御
 届余り並も有之間敷と存候事、

P 6

殿御下り之時、右之段被仰出、御知行千石

先御志（こころざし）之由（よし）にて御加増被下、忝段申上候得ハ、其段（後）

又井原加賀守を御使（つか）にて御自筆之御書

頂戴仕候、石見先知之儀者当分兩國御檢地

並三候者、七八万石も可有之候と存候、外見（開物）（実）

本意旁無残所、上意（かみごころ）にて候つれ共、夫（それを）被（まか）

指捨御届申上候処、於我等ハ御当家江之御

届余り並も有之間敷と存候事、

註 七八万石 増野家文書 「七八万石可有之と存候、外關実本意旁・」
とある。

一木津江(一)御下城候而ハ(二)は、最早人も入(要り)不申
 由(三)候間、当分御暇被遺、御国江被差下候砌、堅
 田大和を以被仰出候ハ、此度御譜代御取立之(四)者共、
 分別違(五)候而、多分身さくまい計仕、此節引切
 御奉公可仕者不被及御覽候、御代(六)の時ハ御意
 也無之候而、此砌被仰出候事、御恥ケ(七)敷(恥かし)
 被思召候へ共、^{註マ}逼迫(逗留)ニて福原越後相談、此節
 之御家御相統之氣遣仕、進上申候へかしと

P 7

一木津江(一)御下城候而ハ(二)は、最早人も入(要り)不申

由(三)候間、当分御暇被遺、御国江被差下候砌、堅

田大和を以被仰出候ハ、此度御譜代御取立之(四)者共、

分別違(五)候而、多分身さくまい計仕、此節引切

御奉公可仕者不被及御覽候、御代(六)の時ハ御意

也無之候而、此砌被仰出候事、御恥ケ(七)敷(恥かし)

被思召候へ共、^{註マ}逼迫(逗留)ニて福原越後相談、此節

之御家御相統之氣遣仕、進上申候へかしと

註 さくまい 増野家文書 「かくまい」とある。
 註 逼迫 増野家文書 「逗留仕候而」とある。

石見境一城八、可被為置人さへ如何仕候而も御
 後・右田益田修理(景祥)・荒滝益田玄蕃(元祥)、
 荒滝(厚徳)・石見境二城四ヶ所、右之城主、三尾福原越
 岩国三城吉川殿(広家)其外三尾(熊毛)・右田(佐渡)・
 世宗(宇)・下ノ関・長府之間一城甲斐守殿(毛利秀元)、
 居城山口鴻之峯、右之御城御留守居佐
 所其節八、七ヶ所二被相定御知行配被仰付候、御
 被仰出、得其旨、及御奉公申上候、二ヶ国御城
 石見境一城八、可被為置人さへ如何仕候而も御

P 8

被仰出、^{※その}得其旨、[※]及御奉公申上候、二ヶ国御城

所其節八、七ヶ所二被相定御知行配被仰付候、御

居城山口鴻之峯、右之御城御留守居佐

世宗(宇)、下ノ関・長府之間一城甲斐守殿(毛利秀元)、

岩国三城吉川殿(広家)其外三尾(熊毛)・右田(佐渡)・

荒滝(厚徳)・石見境二城四ヶ所、右之城主、三尾福原越

後・右田益田修理(景祥)・荒滝益田玄蕃(元祥)、

石見境一城八、^{※註}可被為置人さへ如何仕候而も御

註 甲斐殿 毛利秀元。毛利秀就出生までは輝元嗣子となる。長府毛利家。
 註 可被為置 増野家文書 「被為置人さへ如何仕候」とある。

公命を以て其儀之儀にて候、福原越後
 被申候ハ、三尾之儀可被成御預之由外聞かたじけなく 忝候、併
 越後事、多分江戸ニ相詰、御前之御調
 可仕候条、自然之御用ニも不立儀ニ候条、只
 御親類衆之内御知行高之衆を被為
 置候而可然之由御断被申候、就夫それについて 我等
 申上候者は、曆歴々御一門を被差置候而、四ヶ所之
 内二ヶ所、我等親子ニ可有御預之通り、外聞実忝次第、
 我亦親子ニ可有御預之通り、外聞実忝次第

心当無之との儀にて候、其節、福原越後

被申候ハ、三尾之儀可被成御預之由外聞かたじけなく 忝候、併

越後事、多分江戸ニ相詰、御前之御調

可仕候条、自然之御用ニも不立儀ニ候条、只

御親類衆之内御知行高之衆を被為

置候而可然之由御断被申候、就夫それについて 我等

申上候者は、曆歴々御一門を被差置候而、四ヶ所之

内二ヶ所、我等親子ニ可有御預之通り、外聞実忝次第、

下ノ如ク云ハクニテハ然レドモ此ノ一ツ所ニテハ
 此ノ如クニテハ一ノ所ニテハ恨モ下ノ如ク
 請儀候条、御一門衆被為置尤ニ候、然者（し）からば石見
 境ノ儀、尔今御心配も無之由候条、是を私
 親子ノ知行一所ニ被成御配候而御預ケ（け）候ハ者、随
 分自然ニ時立御用候様ニと存候、当分ノ御
 配、甲斐殿・吉川殿江つき（次）候而之御知行
 高、我等ニ而候条、一円ニ御理所ニテハ無之由申

P 10

可申上様無御座候、乍然御一門衆被差置、

如此三候へハ、已来、御一族衆之御恨をも可被成御

請儀候条、御一門衆被為置尤ニ候、然者（し）からば石見

境之儀、尔今御心配も無之由候条、是を私

親子之知行一所ニ被成御配候而御預ケ（け）候ハ者、随

分自然ニ時立御用候様ニと存候、当分ノ御

配、甲斐殿・吉川殿江つき（次）候而之御知行

高、我等ニ而候条、一円ニ御理所ニテハ無之由申

上候得ハ、福原我等申処一々被關召届、無余
 儀被思召候条、然ハ右田を完（天）戸殿、三尾を
 天野殿（毛利元政）、石見境を我等父子（こじょう）との御誼ニて候、
 其節之儀、無二之覚悟被及御覽、四ヶ所之
 内を忒ヶ所可被成御預ヶとの御誼共二（候）つる、
（三）愛を以対御家我等（ぬきんで）抽御奉公之段、今
 以御推量被成爲被下其節之次第、申上
 候事、

P 11

上候得ハ、福原我等申処一々被關召届、無余

儀被思召候条、然ハ右田を完（天）戸殿、三尾を

天野殿（毛利元政）、石見境を我等父子（こじょう）との御誼ニて候、

其節之儀、無二之覚悟被及御覽、四ヶ所之

内を忒ヶ所可被成御預ヶとの御誼共二（候）つる、

（三）愛を以対御家我等（ぬきんで）抽御奉公之段、今

以御推量被成爲被下其節之次第、申上

候事、

註 推量 萩藩閩録第一卷「今以御推量爲可被下、・・」とある。

萩藩閩録第一卷（山口県文書館、昭和四十二年、大村印刷株）

増野家文書では「御推量被成可被下ために・・」とある。

註 被成爲被下 書き間違いで「被爲成被下（成らせられ下とる）」では、

一 御国八ヶ国之(の)内、六ヶ国御上表ニ而(にて)、二ヶ国
 御持留ニ付て、御上表之御国六ヶ国(の)御公領・諸
 給領返納之儀、当分公儀御蔵入之御代官
 衆并御国拝領之旁より手堅御催促ニ而、
 不被及御手此^{この}辻三候へハ(は)、防長御拝領候而も
 可被相統様無之ニ付而、黒田如水〔孝高〕ニ林志
 摩守〔就長〕、我等兩人と為御内談被遣候、其^{その}
 趣ハ右之分ニ諸方より返納之儀、手堅被^{*}

P 12

一 御国八ヶ国之(の)内、六ヶ国御上表ニ而(にて)、二ヶ国

御持留ニ付て、御上表之御国六ヶ国(の)御公領・諸

給領返納之儀、当分公儀御蔵入之御代官

衆并御国拝領之旁より手堅御催促ニ而、

不被及御手此^{この}辻三候へハ(は)、防長御拝領候而も

可被相統様無之ニ付而、黒田如水〔孝高〕ニ林志

摩守〔就長〕、我等兩人と為御内談被遣候、其^{その}

趣ハ右之分ニ諸方より返納之儀、手堅被^{*}

註 可被相統 見づらいが可と相の間に「ト」の字が小さく右に書いてある。
 増野家文書 「可被相統様ニ・」とある。

申候、いかにも六ヶ国当納之取籠とわきまへ可申
 方便無之候条、於尔今ハ二ヶ国之儀拝領之所ハ
 存候得共、別ニ可仕様無御座条、兩國を上表
 三仕、先地返納之儀被思召分、宗瑞〔毛利輝元 父子且々
 堪忍仕候程之御扶持方を被下候様、御侘言
 申上度候、於然ハ甲斐守殿〔黒田長政、筑前江（一）御下り
 之儀ニ候条、如水・井伊兵部少輔殿江右之通
 被仰達候而被下候様ニと御意ニ候、其段具ニ

一ノ如申候も、如ハ二ケ国御上候而も
 返納ハ可被為作儀ニ候、其子細者しさい(は)来嶋右衛門長親
 事、未知行ハ不被遣候へ共、先地之返納ハ仕候、左候ハ
 二ケ国を御上表ニ而返納可被為作よりハ、御抱ニ
 而返納之儀可有御氣遣候、二ケ国さへ御
 抱候者、何とそ才覚も可有之候と申候段、罷
 帰兩人申上候へハ、下々之儀ハ御家をはつ
 し候へハ、いか程返納不仕候而ものかれ申候、

P 14

申候へハ、如水被申候やうハ（ようは、二ケ国御上候而も
 返納ハ可被為作儀ニ候、其子細者しさい(は)来嶋右衛門長親
 事、未知行ハ不被遣候へ共、先地之返納ハ仕候、左候ハ
 二ケ国を御上表ニ而返納可被為作よりハ、御抱ニ
 而返納之儀可有御氣遣候、二ケ国さへ御
 抱候者、何とそ才覚も可有之候と申候段、罷
 帰兩人申上候へハ、下々之儀ハ御家をはつ
 し候へハ、いか程返納不仕候而ものかれ申候、

殿様御一分ハ御のかれ所無之候、唐天竺江
 御渡候事は不成、御身之置所無之、不被及
 是非次第候、秀元〔毛利〕・広家〔吉川〕其外請合
 仕、何とそ返納埒明候様ニ氣遣可被仕候之通り、
 福原越後ニ被仰聞候付而、從甲斐守殿〔毛利秀元〕ハ相
 森下総〔元縁〕・西以節〔清房〕、從吉川殿ハ香川又右衛門・
 山形九右〔左〕衛門御名代被差出、其外渡辺飛
 驒・林肥前〔就長〕・二宮信濃〔就辰〕・榎本伊豆〔元吉〕御側
 衆江

P 15

殿様御一分ハ御のかれ所無之候、唐天竺江

御渡候事は不成、御身之置所無之、不被及

是非次第候、秀元〔毛利〕・広家〔吉川〕其外請合

仕、何とそ返納埒明候様ニ氣遣可被仕候之通り、

福原越後ニ被仰聞候付而、從甲斐守殿〔毛利秀元〕ハ相

森下総〔元縁〕・西以節〔清房〕、從吉川殿ハ香川又右衛門・

山形九右〔左〕衛門御名代被差出、其外渡辺飛

驒・林肥前〔就長〕・二宮信濃〔就辰〕・榎本伊豆〔元吉〕御側

衆江

註 山形九右衛門 増野家文書 「山形九左衛門・…」とある。

者前原休閑(元詮)・山田下総、福原越後所江自早朝
 寄合三而被相談候、我等も罷出候、三日つづけて
 被罷出其沙汰被仕候へとも、六ヶ国之返納之本
 付無之候、三日め(に)我等申候ハ、はや三日寄合候而
 談合被申候へ共、其道行無之候、今迄之分三候得ハ、
 廿(二十)日廿(三十)日談合被申候へとも、可為同前と
 存候条、今晚各被罷帰、一分つつ被存通り書立
 二被仕、明日福越(福原広俊)江各持被出候ハバ、
 悉之
 書物を

披見候而、其内、尤、^{もつとも}、そう成処を惣やう（様）之書物之
 内より抜取、夫（それ）を元ニ被作候而御讀談候へかしと
 申候へハ、此儀尤ニ候条、其辻ニ被作、明朝ニ相揃
 候へと福越被申、各被帰候、翌日、為約速（束）各被
 罷出候へ共、誰書物被出候手ハ無之、われ人の顔を
 見合候而、昼程迄何之所江も不行ろろうと罷居候、
 そこにて我等申様ニ、昨日之辻、定而各御書物を可
 被成御存（候）、今迄御用捨申候へとも、はや今日も昼ニ

P 17

註 ころろう 増野家文書 「ころろうつらとして被居候」とある。
 註 書物 増野家文書 「書物を可被成と存候、今迄ハ・・・」とある。

何れにせよ、我々の御書物も無之候、昨日、此段、為申出
 仕三候条、我等書物を出申候間、是を御覽候而、各も
 御書物を被指出候へと申指出候得ハ、前原休閑読
 候へとて休閑読申候、其我等書物之次第ハ、此内
 御上表之國六ヶ国之御蔵入諸給ニも、御返納
 之沙汰被為成候而、周防・長門二ヶ国之返納
 之沙汰無之、兩國先給一之徳分ニ成申候、
 我等存候処ハ、防長之儀をも残ル(る)六ヶ国並ニ

P 18

成候而、誰も一言之被仰付も無之候、昨日、此段、為申出
 仕三候条、我等書物を出申候間、是を御覽候而、各も
 御書物を被指出候へと申指出候得ハ、前原休閑読
 候へとて休閑読申候、其我等書物之次第ハ、此内
 御上表之國六ヶ国之御蔵入諸給ニも、御返納
 之沙汰被為成候而、周防・長門二ヶ国之返納
 之沙汰無之、兩國先給一之徳分ニ成申候、
 我等存候処ハ、防長之儀をも残ル(る)六ヶ国並ニ

長門・周防・備前・備後・美濃・尾張・越前・加賀・石川・富山・山形・秋田・岩手・青森・山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・徳島・香川・高松・愛媛・高知・福岡・佐賀・長門・周防・備前・備後・美濃・尾張・越前・加賀・石川・富山・山形・秋田・岩手・青森・山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・徳島・香川・高松・愛媛・高知・福岡・佐賀

返納被仰付、先八ヶ国一まい（枚）者御沙汰ニ而、安芸・

備後八福島（正則）との（殿）御座候而、彼方より御催促

候、周防・長門八殿様御取候而、殿様より返納

御催促候分被為作候者、防長參拾（三十）万石よりも

七ツ成ニ（して）式拾（二十）万石余も可有之候条、爰を

以御沙汰候ハ者、六ヶ国之返納も可相成と存候、此度

三拾万石之内式拾万石之内式拾万石御配

ニ被仰付候条、先地返納不残仕候ものには

註 七ツ成 成は租であつて物成ものなり。物成とは田畠の收穫から転じて年貢の意。

もつばら米年貢を意味し本途物成（本年貢）という。畠はこれに準ずる。

七つは七割の意で、田租の租率70%を意味する。

（山口県近世史研究要覽、昭和51年、マツノ書店）

尚御配之高三者五ツ成ニテ物成を取遣候へハ、是ニ
 拾(十)万石入申候、其内、先地返納不相成衆へハ、当分
 被遣候五ツ成之内ニ而御立用可有候、当給之
 五ツ成を立用候而も不足之手前へハ、此時ニ候条、
 当給之御役目相当り候武具を殘置、余
 慶二(の)分をこきやく仕、刀・脇差之少々
 鑑をもはずす程ニ仕候而も、尚不足候ハハ、現米
 二百石不足前当知行百石宛可被召置候、

P 20

尚御配之高三者五ツ成ニテ物成を取遣候へハ、是ニ

拾(十)万石入申候、其内、先地返納不相成衆へハ、当分

被遣候五ツ成之内ニ而御立用可有候、当給之

五ツ成を立用候而も不足之手前へハ、此時ニ候条、

当給之御役目相当り候武具を殘置、余

慶二(の)分をこきやく仕、刀・脇差之少々

鑑をもはずす程ニ仕候而も、尚不足候ハハ、現米

二百石不足前当知行百石宛可被召置候、

註 五ツ成 P 19に同じ。

註 相当り 増野家文書 「相当之武具を贖、余餘之分を御払候て、・・、萩藩陣圖録第一巻は「相当之武具を殘置、余慶二之分を沽却仕、・・」とある。

註 こきやく 沽却 売り払うこと。

註 鑑 刀の鏝の両側にはめる金銅の金具。

万石又家も諸給へるは取あり百石は
 如く立可申候条、右之地百石被下候様
 二と申衆も可有之候条、兎角御家御相統
 之ため二候からは、其辻ニも相成御分別被成、
 六ヶ国之御返納之埒迄御明候而御家御安
 堵、又当分殿様御心遣之処を被罷候而
 可然候はず哉（や）、是ハ防長御給人衆為
 二者、今迄ハ二ヶ国之御返納紛て可有之

P 2 1

左候而（さそうろうて）又当分諸給人之内、現米百石御返

納ニ立可申候条、右之地百石被下候様

ニと申衆も可有之候条、兎角御家御相統

之ため二候からは、其辻ニも相成御分別被成、

六ヶ国之御返納之埒迄御明候而御家御安

堵、又当分殿様御心遣之処を被罷候而

可然候はず哉（や）、是ハ防長御給人衆為

二者、今迄ハ二ヶ国之御返納紛て可有之

註 百石御返納 増野家文書 「式百石返納」立可申候条、右之上地可被下様
 など・・とある。

是の如く申候段、御氣ニさわりの可申とは
 存候得共、さりとしてハ 殿様御身之立所
 * * *
 も無之と被成御意程之事(候、其上宰相(毛利秀匹
 との(應、周防・長門之御給人三而候、其外福
 原殿・渡辺殿・佐世殿・井原四郎左(右衛門殿・
 榎本殿・二宮殿、皆周防・長門之御知行
 持にて候条、用捨千万候つれ共、此御方々
 様ハいつれもとは乍申、 殿様御為ハ骨

P 22

是の如く申候段、御氣ニさわりの可申とは
 存候得共、さりとしてハ 殿様御身之立所
 * * *
 も無之と被成御意程之事(候、其上宰相(毛利秀匹
 との(應、周防・長門之御給人三而候、其外福
 原殿・渡辺殿・佐世殿・井原四郎左(右衛門殿・
 榎本殿・二宮殿、皆周防・長門之御知行
 持にて候条、用捨千万候つれ共、此御方々
 様ハいつれもとは乍申、 殿様御為ハ骨

我等手前ニて仕遣儀たるへくからハ、防長
 我等手前ニて仕遣儀たるへくからハ、防長
 返納余(国)並に被仰付候へハ、我等損仕人数ニテ
 ハ御座候と申候て、御家中ニ而甲斐守殿其
 候へ共、修理太夫(益田景祥)事ハ右田ニて式(二)千五百石
 申候とは、御分別参り間敷候、第一我等身
 にあて候而ハ、防長一石あしも知行持不申
 候へ共、修理太夫(益田景祥)事ハ右田ニて式(二)千五百石
 持申候、此返納彼者手前ニて相成間鋪候条、
 我等手前ニて仕遣儀たるへくからハ、防長
 返納余(国)並に被仰付候へハ、我等損仕人数ニテ
 ハ御座候と申候て、御家中ニ而甲斐守殿其
 候へ共、修理太夫(益田景祥)事ハ右田ニて式(二)千五百石
 申候とは、御分別参り間敷候、第一我等身
 にあて候而ハ、防長一石あしも知行持不申
 候へ共、修理太夫(益田景祥)事ハ右田ニて式(二)千五百石

身をくだかれ候而も可被思召候条、我等せり候而

申候とは、御分別参り間敷候、第一我等身

にあて候而ハ、防長一石あしも知行持不申

候へ共、修理太夫(益田景祥)事ハ右田ニて式(二)千五百石

持申候、此返納彼者手前ニて相成間鋪候条、

我等手前ニて仕遣儀たるへくからハ、防長

返納余(国)並に被仰付候へハ、我等損仕人数ニテ

ハ御座候と申候て、御家中ニ而甲斐守殿其

註 あしも 増野家文書 「壹石足(一石たりもカ)知行・・」とある。
 註 仕遣儀 増野家文書 「仕遣之儀時明可申候、御家中ニ而甲斐守殿・・」と
 ある。

多美、素、取、口、取、新、取、外、呼、申、候、而、此
 辻を申渡シ、早々可有御沙汰通り福原越
 後江被仰出候、此辻を以御返納埒明候而、
 両国御持留被成候、
 大殿様此内、御思案ニ被煩、夜も御寝
 被成候事も不相成様ニ候つるにて、玄蕃か分
 別を以今夜より早く休ませらる
 へきを御意候つる通、休閑・山下総各

P 25

間敷候条、明日、御親類衆其外呼被申候而、此

辻を申渡シ、早々可有御沙汰通り福原越

後江被仰出候、此辻を以御返納埒明候而、

両国御持留被成候、

大殿様此内、御思案ニ被煩、夜も御寝

被成候事も不相成様ニ候つるにて、玄蕃か分

別を以今夜より早く休ませらる

へきを御意候つる通、休閑・山下総各

江物語被申候、山下総失念有間布候、此
 御返納不相成候へハ、御国御上表之御議定ニ
 相極り候処ニ、我等差出を申上、其仕を以
 御返納之埒明御家無御別条御続、あまつさへ 剩
 上様〔徳川将軍〕御縁者ニ被為成、御外聞無残処
 御家御長久之段者、是を我等御奉公故
 之様ニ存候事、
 一大殿様〔毛利輝元〕御隠居之①節、四千貫目及之御

P 26

借銀御座候ニ付而テ、公儀被仰伺、甲斐守
 元殿辻を被成御存(知)、我等御手代被仰付、只
 壹(二)年之御約束ニ而、拾(十)年所勤仕候、御蔵入
 之儀者(は)井原五郎左衛門存候時(より)近年に
 すくなく御座候へ者、此節御改候而、御蔵
 入大分有之と被思召候との御定之物成す
 なく当申候、此段御算用辻を以
 阿(阿曾沼)石見・山下総(山田元憲) 御庭存之事、其上
 河内山ノ下御庭存候事、其上

借銀御座候ニ(に)付而(て)、公儀被仰伺、甲斐守(毛利秀)

元殿辻を被成御存(知)、我等御手代被仰付、只

壹(二)年之御約束ニ而、拾(十)年所勤仕候、御蔵入

之儀者(は)井原五郎左衛門存候時(より)近年に

すくなく御座候へ者、此節御改候而、御蔵

入大分有之と被思召候との御定之物成す

なく当申候、此段御算用辻を以

阿(阿曾沼)石見・山下総(山田元憲) 御庭存之事、其上

註 井原五郎左衛門 増野家文書 「井上五郎右衛門存候時より・」とある。

註 御蔵入・増野家文書 「御蔵入大分無之様ニ公私被思召候、五郎右

衛門時者只今より多と被思召候、御定之物成合七ツ三歩五ツ成之違ニ而、当

分之御蔵入物成すなく当り申候、此段御算用之辻を以阿石見・山下総

御庭存候事・」とある。

御遺方ハ一倍之跡ニカサミ申候ヘ共
 色々才覚仕四千貫目之御借銀を
 ことごとく相払、寛九(1632年)之八月廿二(十三)
 日、完主江(〇)御代官職相渡候時、寛九之物成一
 粒茂(毛)我等遺立不申、金・銀・米・錢・呉服・
 卷物・赤金以下引合、大分残物仕置相
 渡申候、其辻阿石見・山下総御算用之
 上を以可被聞召候、至今年御統之儀者我等
 注 一倍二双 増野家文書「一倍二増倍」とある。
 注 完主 六道元兼 増野家文書は「志道主殿」とある。
 注 赤金 銅

仕置之故敷(か)と存候事、

一 御一乱已後も抽、自余別而(て)御奉公申上候段

をハ(は)数多御座候、其内、高麗御家御一大事

に相成候処を、両度我等才覚を以無異

儀(議)成行、一にハうるさん(蔚山江(へ)本唐人罷出

御当家之(の)衆、陣取押崩し申候、其時分

様子、為後卷諸城之大名衆せつかい(西生浦)江

御揃ニ(にて)、甲斐守殿(毛利秀元)、賀藤肥後守(加藤清

正)殿

一 御一乱已後も抽、自余別而(て)御奉公申上候段
をハ(は)数多御座候、其内、高麗御家御一大事
に相成候処を、両度我等才覚を以無異
儀(議)成行、一にハうるさん(蔚山江(へ)本唐人罷出
御当家之(の)衆、陣取押崩し申候、其時分
様子、為後卷諸城之大名衆せつかい(西生浦)江
御揃ニ(にて)、甲斐守殿(毛利秀元)、賀藤肥後守(加藤清

註 御一乱已後 文禄・慶長の役は御一乱(関ヶ原の役)以前、「前」の誤記。

註 自余 そのほか。

註 せつかい 西生浦(ソーセンポー)の日本側表記、西生浦倭城(日本勢

が文禄・慶長の役で建設した城)は釜山市と蔚山市の境界付近にある。

也吉松吉左衛門所ニ御宿 諸大名御寄候而
 本唐人罷出候時之次第 太閤様〔豊臣秀吉〕江御
 注進之諸大名御連判之御状之筆者
 我等可仕由、各様御意に付而書申候
 御文章之儀者〔は〕、皆々御寄合ニ而被仰候
 内、御当家之陣取押崩〔候〕次第ニ付而
 不可然儀も多ク〔く〕御座候〔共〕、有体之儀ニ候故、安
 国寺〔惠護〕も百被申候事不相成候つるを、我等皆々〔へ〕
 也吉松吉左衛門 増野家文書 「吉村吉左衛門」とある。

P 30

内吉松吉左衛門所ニ御宿 諸大名御寄候而、

本唐人罷出候時之次第、太閤様〔豊臣秀吉〕江御

注進之諸大名御連判之御状之筆者、

我等可仕由、各様御意に付而書申候

御文章之儀者〔は〕、皆々御寄合ニ而被仰候

内、御当家之陣取押崩〔候〕次第ニ付而、

不可然儀も多ク〔く〕御座候〔共〕、有体之儀ニ候故、安

国寺〔惠護〕も百被申候事不相成候つるを、我等皆々〔へ〕

註 吉松吉左衛門 増野家文書 「吉村吉左衛門」とある。

取不^レ一^レ涉^ル事^ニ成^ル後^ニ各^ノ御^前に書^キ
 内^ニ引^ナを^シ、大^ノ閣^様御^耳に^あた^らぬ^様ニ
 書^候而^も読^候処^ハ、皆^御好^之様^ニよ^み、各^之
 御^名付^仕可^被成^御判^之由^申候^而差^出候^{、誰}と^て
 御^不審^を被^懸、御^よみ^候方^も無^之、我^等読^上
 候^を辻^に被^為作^{、各}連^判被^相調^候条^{、即}
 上^{(御}口^{上)}を^認候^而、我^等其^次江^罷立^候へ^ハ、其^時
 安^国寺^次ニ^被罷^下、^切々^先之^書中^{、大}閣^様

尋^不申^{、御}為^惡敷^儀を^ハ各^御前^ニて^書候[、]
 内^ニ引^なを^し、大^ノ閣^様御^耳に^あた^らぬ^様ニ
 書^候而^も読^候処^ハ、皆^御好^之様^ニよ^み、各^之
 御^名付^仕可^被成^御判^之由^申候^而差^出候^{、誰}と^て
 御^不審^を被^懸、御^よみ^候方^も無^之、我^等読^上
 候^を辻^に被^為作^{、各}連^判被^相調^候条^{、即}
 上^{(御}口^{上)}を^認候^而、我^等其^次江^罷立^候へ^ハ、其^時
 安^国寺^次ニ^被罷^下、^切々^先之^書中^{、大}閣^様

御披見候而ハ一大事之儀、いかがする哉(也)と被申
 候条、我等申候ハ、御心安思召候へ、耳に当り
 候処者皆引替書申候と申候へハ、安国寺
 も息をつきなかし、又上座江被罷出候、
 翌日、我等江被申候ハ、扱々夜前之筆者
 之次第、奇特^註千万二候、併むかし者(富樫の)
 館三而弁慶勳進帳程之事二候と被申^{*}
 感候、其故、其時之御注進仕候、太閤様より

P 32

註 奇特^{せきとく}、すぐれて感心なこと。殊勝。

註 むかし、小山私記には「とかしの館(富樫の館)、増野家文書は「富樫志館」とある。

之御とかめも無之、御案（安堵之事）候、一ツ（つ）にハ
 うるさん（蔚山）・しゆん（順）天はきやく（破却）候而、せ
 つかい（西生浦）・こせん（古泉）の南此（北）詰可被為作之
 通り諸大名御讚談候段、此方ハ安国寺被召出
 御談合候而、御議定之連判齋紙被仕候、
 左候而（さそうろうて）うるさん（蔚山）江甲斐守殿・吉川殿
 其外御普請被仰付候半と、安国寺よりうる
 さん（蔚山）之儀、右之分ニ相談候条、早々はきや
 さん（蔚山）之儀、右之分ニ相談候条、早々はきや

P 33

註 南此詰 小山私記では「北詰に」、増野家文書は「南北之先詰」とある。

差渡被仰上候へハ、太閤様右之次第被
 聞召、うるさん(蔚山)・しゆてん(順天)破却之儀、中々
 被仰付間心生、宰相・吉川申破り候而、
 其はきやく(被却)不仕候由感被思召、若や最
 前之辻、破却仕候ハバ、宰相事、腹を
 可被為作(切)奇特(に)各不致同意之由、被成御意
 候つる由候、此兩条我等差出と申上、其
 節之御家之相統候段、無紛事ニ候、就

P 36

差渡被仰上候へハ、太閤様右之次第被

聞召、うるさん(蔚山)・しゆてん(順天)破却之儀、中々

被仰付間心生、宰相・吉川申破り候而、

其はきやく(被却)不仕候由感被思召、若や最

前之辻、破却仕候ハバ、宰相事、腹を

可被為作(切)奇特(に)各不致同意之由、被成御意

候つる由候、此兩条我等差出と申上、其

節之御家之相統候段、無紛事ニ候、就

註 うるさん・しゆてん破却之儀 蔚山の合戦後、諸將は蔚山・順天の二城破

却を内定。安国寺より毛利秀元に対し二城破却後、西生浦への城普請をする

よう伝えた。秀元は吉川広家・元将等を集め談合し、安国寺の意見に反対し

て蔚山城の破却中止を主張した。まず秀吉に伺い、決定するのが最善策と

強調して使者を伏見に派遣した。秀吉は「蔚山は名城」として修理を命じ

ていたら腹を切る羽目になっていた。

註 間心生 「間敷候」の誤記。

註 作 小山私記などでは「腹を切りせらるべく候を」とある。

夫、御領、高津田大和を以被仰出候ハ、
 多末、高家一、大支、之、如、之、主、支、之、支、之、
 之、支、之、支、之、支、之、支、之、支、之、支、之、
 百、石、之、支、之、支、之、支、之、支、之、支、之、
 不、支、之、支、之、支、之、支、之、支、之、支、之、
 之、支、之、支、之、支、之、支、之、支、之、支、之、

P 37

夫（それについて）帰朝之節、堅田大和を以被仰出候ハ、

此度於兩条御家一、大事之処を玄蕃才覚を以

無異儀（議）成行候段、安国寺被申上、儲ニ被聞

召届候、于今不思議とハ乍申感被思召候、

於此儀重々可被仰出候、先被成御意候由ニテ、志津

之御脇差拜領仕候事、

註 志津之御脇差拜領仕候事 元祥が帰国後（慶長三（1598）年五

月）、蔚山・順天城破却の件について、安国寺は「玄蕃才覚を以無異儀

成行候段」と秀吉に報告。秀吉は元祥の才覚に満足し、脇差一振を与

えている（益田市誌上巻、益田市、1975）。この脇差が「志津之御

脇差」なのか？

無庵一代御奉公之(の)覚書牛庵(註)益田元祥之歟(か)

無庵一代御奉公之覚書年序

先年、太閤様「豊臣秀吉」御代之時、高麗国江(一)御弓矢
被思召立、初而(て)御人数被差渡候砌(ハ)は、彼国之
者共恐々村里をも明退、日本勢に手た
かい仕者も無之、高麗之王を都まで何之
障(ふせ)もなく、諸勢以(攻め)入申候由(ニ)に付而、高麗之
王都を被明退、本唐境迄(退)被申、本唐
之都江加勢理り被申候付、本唐加勢之人

(註) 覚書

(註) 御弓矢

(註) 御人数

(註) 日本勢

(註) 無之

(註) 障

(註) 被明退

(註) 被申

(註) 被申候付

(註) 無庵 益田家二十一代元幾、元祥の孫(元祥は長男広兼の長男)。東京大学史料編纂所データベース益田家文書92(以下「益田家文書92」という)。

(註) 無庵一代 益田家文書92「牛庵一代」とある。

(註) 御弓矢 いくさ、文様・慶長の役

(註) 豊臣秀吉が明の征服をめざした途上の朝鮮半島で行われた戦。秀吉は明遠征のため、まず李氏朝鮮の制圧を決め、文禄元年(1592)四月、大群を派兵。休戦後、和平交渉の決裂により、慶長二年(1597)再び戦となり、秀吉の死(慶長三年(1598)八月)により終結(フリー百科事典)。

(註) 手たかい 益田家文書92「手たたかい」とある。

(註) 以入申 益田家文書92「賣入申」とある。

(註) 被申 益田家文書92「退被申」とある。

数大分被差出候処ニ、小西撰津守（行長、高麗之都
 五里程先やへあんと申所江城を構へ被居候
 而、夫（それ）より都まで五日之間、所々ニ数多之伝へ城を
 こしらえ候而、日本之御人数を被入置候、左候而（さそろう
 うて）高麗之都江ハ、備前中納言（宇喜多秀家）太閤為御名代
 御渡ニ付而、大將分として都ニ御座候、并五人
 之奉行衆其外歴々大名衆、都ニ居被申
 其節、本唐人、小西城江数万騎押寄大

数大分被差出候処ニ、小西撰津守（行長、高麗之都

五里程先やへあんと申所江城を構へ被居候

而、夫（それ）より都まで五日之間、所々ニ数多之伝へ城を

こしらえ候而、日本之御人数を被入置候、左候而（さそろう

うて）高麗之都江ハ、備前中納言（宇喜多秀家）太閤為御名代

御渡ニ付而、大將分として都ニ御座候、并五人

之奉行衆其外歴々大名衆、都ニ居被申

其節、本唐人、小西城江数万騎押寄大

註 五里程先やへあんと 益田家文書 92 三日程先かせんほど・とある。

「やへあん」の地名・場所は不明。

合戦にて小西も手柄を振被申候へとも、大軍
 の不相叶破軍被仕候、然共都を切候(に)堅
 下為持との各談合にて、伝之城をも引松
 都へつほみ被申之由、然処ニ本唐之大軍
 を押詰来候付而、都之諸大将談合にて、(略)
 小早川隆景先手を御奉り、都之外から
 やう原と申所ニ而、大合戦有之候而、日本勢
 打勝、本唐人敗軍之処を数万騎追

P40

合戦にて小西も手柄を振被申候へとも、大軍

ゆへ不相叶破軍被仕候、然共都を切候(に)堅

可被為持との各談合にて、伝之城をも引松

都へつほみ被申之由、然処ニ本唐之大軍

を押詰来候付而、都之諸大将談合にて、(略)

小早川隆景先手を御奉り、都之外から

やう原と申所ニ而、大合戦有之候而、日本勢

打勝、本唐人敗軍之処を数万騎追

註 破軍 益田家文書92「敗軍」とある。

註 候 候を(に)に読み替える。「都を切に堅く持たせらるべし」。

註 略 益田家文書92「都之外へ押出し唐・日本二ツツ之合戦、実否を糺し

可被申との談合にて小早川・・」とある。

註 「からやう原」の地名・場所は不明。

引換金に渡り口船着二而候二付
 是を根城三構へ、南北江三ヶ所宛、取出し城(岩カ)を
 こしらへ、諸勢被入置可被申との儀三付而、北東
 之方ニハリやく(梁山)・せつかい(西生浦)・蔚山、西南之
 方かとかひ(加徳浦カ)・ちやわん(昌原カ)・順天と申所ニ
 取出之城をこしらへ、以釜山海之根城共ニ七ヶ所ニ相定
 釜山海之城督ハ寺沢志摩守、りやく
 山(梁山)ハ黒田甲斐守、せつかい(西生浦)ハ毛利吉岐守、

引払ひ、釜山海、日本より之渡り口船着二而候二付、

是を根城三構へ、南北江三ヶ所宛、取出し城(岩カ)を

こしらへ、諸勢被入置可被申との儀三付而、北東

之方ニハリやく(梁山)・せつかい(西生浦)・蔚山、西南之

方かとかひ(加徳浦カ)・ちやわん(昌原カ)・順天と申所ニ

取出之城をこしらへ、以釜山海之根城共ニ七ヶ所ニ相定

釜山海之城督ハ寺沢志摩守、りやく

山(梁山)ハ黒田甲斐守、せつかい(西生浦)ハ毛利吉岐守、

註 北東 益田家文書92「兩」とある。

註 りやく 梁山(ヤンサン)の日本側表記りやくさん、釜山北部の町。

註 西南 益田家文書92「北之方こもかい・こせん・しゆん天と」とある。

※推測「かとかひ」は加徳、加徳カト浦(カイ)。「ちやわん」は昌原。

加徳浦は釜山の南に毛利輝元が築城した侯城、西生浦(セツカイ)、釜山浦(フサンカイ)の類、馬山、鎮海にも近く、この辺りは激戦地である。また、

釜山の北東には梁山・西生浦・蔚山、加徳・昌原・順天が位置する。

註 順天 順天スンチヨンの日本側表記。順天侯城は日本軍西側の拠点。

慶長一(1597)年、宇喜多秀家他が築城、小西行長が戦いの最後まで居城した。

蔚山の城主計頭、清正註為城督被罷居候、南
 かとかい註（加徳浦カ）ハ小早川隆景、ちやわん註（昌原カ）ハ
 蜂須賀阿波守、順天ニも何やらん老人為城督被
 罷居之由ニ候、左候而順天・蔚山南北手先
 之城肝要之持口ニ而のつるよし相聞
 申候、然処ニ最前都ニて大註（倉）戦仕候本唐
 人何註ニ居候哉（や）、其年之暮、数万註（騎）蔚山口江註（略）
 普請最中ニて、いまた註（未だ）堀之手茂不合註
 蔚山ハ加藤主計頭、清正註為城督被罷居候、南
 かとかい註（加徳浦カ）ハ小早川隆景、ちやわん註（昌原カ）ハ
 蜂須賀阿波守、順天ニも何やらん老人為城督被
 罷居之由ニ候、左候而順天・蔚山南北手先
 之城肝要之持口ニ而のつるよし相聞
 申候、然処ニ最前都ニて大註（倉）戦仕候本唐
 人何註ニ居候哉（や）、其年之暮、数万註（騎）蔚山口江註（略）
 普請最中ニて、いまた註（未だ）堀之手茂不合註

蔚山ハ加藤主計頭註〔清正註〕為城督被罷居候、南註

かとかい註（加徳浦カ）ハ小早川隆景、ちやわん註（昌原カ）ハ

蜂須賀阿波守、順天ニも何やらん老人為城督被註

罷居之由ニ候、左候而順天・蔚山南北手先

之城肝要之持口ニ而のつるよし相聞

申候、然処ニ最前都ニて大註（倉）戦仕候本唐

人何註ニ居候哉（や）、其年之暮、数万註（騎）蔚山口江註（略）註

普請最中ニて、いまた註（未だ）堀之手茂不合註

註 南 益田家文書 92 「北之方こもかい・こせん・しゆん天右三ヶ所・」とある。ここでも「こもかい・こせん」が「かとかい・ちやわん」と表記されている。

註 略 益田家文書 92 では「取懸申候其節、蔚山ハ・」とある。

仕合ニて候へ共、主計頭名譽之大將殿、無※つつがなく恙

城を被持詰候、其内、諸々ニ居候日本勢、蔚

山口江かけ付後卷被仕候、無程唐人敗

軍ニて、主計守「頭」運を開候、左候而後卷之

諸勢を城中之衆と戦談被仕、諸人数

蔚山久しく逗留候而、彼城之普請并ニ

持口之様子など相談候而、太閤様肥前註

奈土屋（名護屋）ニ御座候ニ付、今度蔚山一卷之趣

仕合ニて候へ共、主計頭名譽之大將殿、無恙
城を被持詰候、其内、諸々ニ居候日本勢、蔚
山口江かけ付後卷被仕候、無程唐人敗
軍ニて、主計守「頭」運を開候、左候而後卷之
諸勢を城中之衆と戦談被仕、諸人数
蔚山久しく逗留候而、彼城之普請并ニ
持口之様子など相談候而、太閤様肥前
奈土屋（名護屋）ニ御座候ニ付、今度蔚山一卷之趣

註 戦談 益田家文書 92 「対談」とある。

註 肥前奈土屋 佐賀県唐津市鎮西町名護屋

名護屋城 豊臣秀吉が明征服を企てた際、進攻の前線基地として築城を計画した。加藤清正・寺沢広高を普請奉行とし、九州の諸大名を中心に動員。突貫工事で僅か八ヶ月後の文禄元年（1592）三月に完成した（フリー百科事典）。

此等注進、物事相立、其時、此等集
 被遂注進候、宰相殿、毛利秀元、御陣所江被集故
 相談候而被相調候、其時(の)書状之筆者
 牛庵仕候、書状文体之好、石田治部少
 輔(三成)大体をハ被申候、其外歴々之衆中
 同座(に)被居候衆、口々ニ好被申候、其内蔚
 山口之城山下江唐人取懸り候儀、極月(十二月)
 廿二(二十三)日之末ノ(の)時ニて候つる由ニ候、諸家中
 より之出人ニて、普請有之最中ニて候つる故、皆々普
 請有之儀、其時、此等集

被遂注進候状、宰相殿〔毛利秀元〕御陣所江被集故

相談候而被相調候、其時(の)書状之筆者

牛庵仕候、書状文体之好、石田治部少

輔(三成)大体をハ被申候、其外歴々之衆中

同座(に)被居候衆、口々ニ好被申候、其内蔚

山口之城山下江唐人取懸り候儀、極月(十二月)

廿二(二十三)日之末ノ(の)時ニて候つる由ニ候、諸家中

より之出人ニて、普請有之最中ニて候つる故、皆々普

註 被遂注進候状 益田家文書92「被遂注進候、其注進状、宰相殿御陣所へ
 皆々被集・」とある。

請道具三構計ニテ、山下小屋懸ケ(け)仕居申候
 之由申候、中国衆、小屋場之口より唐人之
 先手押入申二付、小屋場を打破り火
 を懸押入申之由ニ候、其時御家頼之阿曾
 沼・冷泉・朝野など打死仕候、完(完)戸・吉見・
 三沢・日野など其外小身衆盤(は)数多有
 之たる由ニ候、漸(ようやく)取合城江懸ケ入籠城
 ニ候、他国之衆も皆々其通りニテ候へ共、上方衆、
 此地おし之所も皆々、之より之より之より

P 46

請道具三構計ニテ、山下小屋懸ケ(け)仕居申候
之由申候、中国衆、小屋場之口より唐人之

先手押入申二付、小屋場を打破り火

を懸押入申之由ニ候、其時御家頼之阿曾

沼・冷泉・朝野など打死仕候、完(完)戸・吉見・

三沢・日野など其外小身衆盤(は)数多有*

之たる由ニ候、漸(ようやく)取合城江懸ケ入籠城

ニ候、他国之衆も皆々其通りニテ候へ共、上方衆、

註 漸取合 益田家文書92「其衆ハ漸々取合・・」とある。
註 他国 益田家文書92「他家」とある。

右之注進状文体を好ミ(五) (略) 被申之由候、其外
 御当家より彼地江被差出候衆之働悪敷様文
 体好ミ被申故、宰相殿・吉川殿〔広家〕・安国寺〔惠瓊〕
 其外一座ニ被居候御当家之衆中、手ニ
 汗を握り被申候へ共、右之文体好替候事
 甚不相成、無是非聞被居候処ニ、右之牛
 庵、書状御調差出申候へハ、治部少輔被申
 候者(は、夫(それ)ニテ御読候へと被申候ニ付、たからか
 に

P 47

註 略 益田家文書92「中国衆、所を打破りそれより城之天手へ押入取巻籠城
 及候由文体」とある。

皆御好之文体へ少も不替様ニ読上候へハ、
 一段能候とて次第に判形被成、書状認申
 候へハ、(略) 治部殿〔石田三成〕請取、即飛脚御仕立日本江
 御渡被成候、左候而皆々陣屋江御帰候、已後、
 宰相殿・吉川殿御前ニて安国寺、牛
 庵江被申候へ、扱々只今之注進状文体
 御当家御為不可然趣ニ候、彼状奈土古屋(名護屋)江
 着候而、太閤様御覽被成御気色之程難

皆々御好之文体へ少も不替様ニ読上候へハ、

一段能候とて次第に判形被成、書状認申

候へハ、(略) 治部殿〔石田三成〕請取、即飛脚御仕立日本江

御渡被成候、左候而皆々陣屋江御帰候、已後、

宰相殿・吉川殿御前ニて安国寺、牛

庵江被申候へ、扱々只今之注進状文体

御当家御為不可然趣ニ候、彼状奈土古屋(名護屋)江

着候而、太閤様御覽被成御気色之程難

註略 益田家文書92 「被仰候付牛庵請取上包任文箱へ入認申候へハ」とある。

註即 益田家文書92 「則」とある。

計候、一大事之儀候通り被申候三付而、牛

庵被申候ハ、御心安思召候へ、御当家御為患敷

様なる儀、文体ハ皆々引直し御耳に不

立様ニ(略)

貫通、按スル(する)ニ前段見へたる故ニ此末之方

略之、

一関(ケ)原御弓矢(いくさ)之(の)前廉まえかじ、輝元(毛利)様

広嶋被成御下候時、大坂御屋敷之御留守居牛庵ぎゅうあん〔益田元

祥)被為置、熊谷豊前(元直)ハ(は)札之辻御屋敷御作事

計候、一大事之儀候通り被申候三付而、牛
庵被申候ハ、御心安思召候へ、御当家御為患敷
様なる儀、文体ハ皆々引直し御耳に不
立様ニ(略)
貫通、按スル(する)ニ前段見へたる故ニ此末之方
略之、
一関(ケ)原御弓矢(いくさ)之(の)前廉、輝元(毛利)様
広嶋被成御下候時、大坂御屋敷之御留守居牛庵〔益田元
祥)被為置、熊谷豊前(元直)ハ(は)札之辻御屋敷御作事

註 略 益田家文書92では、ここから長く続くが、本文は以下を略している。
註 貫通 この文を書いた人物と思われる。

貫通が考えるに、これより以後は前と同じ内容なので略す」として省いた。
それから随分省いて次の「一関ヶ原御弓矢・」につないでいる。

註 札之辻御屋敷 P1、大坂木津屋敷に同じ。

予の^ニ事^ニ至^ル度^ニ之^ノ後^ニは^ハ往^ク所^ニは
 大坂^ニに^テ在^ル事^ニの^ニ由^リに^テ候^ニ事^ニ也^{ナリ}
 少^シ敷^ニに^テ候^ニ事^ニは^ハ是^レも^ハ大坂^ニに^テ在^ル事^ニ也^{ナリ}
 是^レを^レ列^ス友^ニに^テ推^ス及^ク候^ニ事^ニ也^{ナリ}
 亦^ハ安^国寺^ニに^テ在^ル事^ニは^ハ是^レも^ハ大坂^ニに^テ在^ル事^ニ也^{ナリ}
 是^レを^レ列^ス友^ニに^テ推^ス及^ク候^ニ事^ニ也^{ナリ}
 是^レを^レ列^ス友^ニに^テ推^ス及^ク候^ニ事^ニ也^{ナリ}
 是^レを^レ列^ス友^ニに^テ推^ス及^ク候^ニ事^ニ也^{ナリ}
 是^レを^レ列^ス友^ニに^テ推^ス及^ク候^ニ事^ニ也^{ナリ}

P50

奉行ニ被為置、完(天)戸元統八清光院(輝元)室様

大坂(二)に御座候ニ付而(て)、為御心添被為置、甲斐

守殿(毛利秀元)ハいかが候つる哉(也)、是も大坂ニ御座

候つる由にて、吉川殿(広家)ハ権現様(徳川家康)会津御

進発ニ付、安国寺(惠瓊)を被為添被差下等にて、大坂

まで御下り候時刻、石田治部少輔(三成)、大

谷刑部少輔・安国寺を□□され、謀叛

之企被仕候砌、牛庵事、安国寺江(一)此

註 御下り 益田家文書92「御上り」とある。

註 □□ 益田家文書92「かりもようし」とある。

惟而六條之通達と是及は完一途と
 道引中と之宰相殿と吉川殿と完一途と
 後中と之宰相殿と吉川殿と完一途と
 大ニ成立之地組故不及手ニ、心遣も無註議
 二成り申候、其段ハ牛庵老人ニも不限
 皆々何れも無御同意候へ共、安国寺行
 才と堅取組被申候ニ付、脇々より之押など
 きけ候事も無之、大キ(き)成事成申候、其後、
 少可多変之、其後、成中、成中、成中

P 51

段不可然之通り達而、異(意)見仕候へ共、一円無*

承引(候)、其上宰相殿(毛利秀元・吉川殿・完(天)戸殿

申談やう(よう)ニ、御無事之行才覚仕候へ共、はや

大ニ成立之地組故不及手ニ、心遣も無註議*

二成り申候、其段ハ牛庵老人ニも不限*

皆々何れも無御同意候へ共、安国寺行

才と堅取組被申候ニ付、脇々より之押など

きけ候事も無之、大キ(き)成事成申候、其後、

註 御無事之 益田家文書92「御無事の方便才覚」とある。
 註 安国寺行才と 益田家文書92「安国寺奉行方」とある。

御弓矢之一卷相調、防長兩國御拝領被成、(略)

* 自是六ヶ國、前段江見へ申候

返納事有之、御同前之事、

一其後、大照院〔毛利秀就〕様御代初之(の)砌、御所帶みざり礎はたと

御行つまり被成、御家難被続時節ニ(に)御座

候、大照院様ハ(は)いまた(未だ)御年若、御所帶方

御切、宗瑞〔毛利輝元〕様ハ御年被寄、其上御

病氣ニ被為成候ニ付而(て)、甲斐守〔毛利秀元〕殿・吉

川広家御両人間江(へ)都合被成御頼、再

註 御切 益田家文書92 「御切不參行共」とある。

一 其後、大照院様御代初之の砌、御所帶礎と
御行つまり被成、御家難被続時節ニ御座
候、大照院様ハいまた御年若、御所帶方
御切、宗瑞様ハ御年若、御所帶方
病氣ニ被為成候ニ付而、甲斐守殿・吉
川広家御両人間江都合被成御頼、再

具て家より御父子様御談合にて、広家
 御事ハ御隠居、其上御病氣之御事ニ候
 故、左様之心遣成苦敷可有之候、甲斐守
 殿御事ハ御年頃と申、其上御在江戸にて
 公儀向之儀をも御存之御事ニ候条、都合
 をハ甲斐守殿江被成御頼、万事差引
 をハ牛庵ニ可被仰付との御父子様御
 談合にて、十ヶ年及御仕置方之儀を遂

P 53

興可被成との御父子様御談合にて、広家
 御事ハ御隠居、其上御病氣之御事ニ候
 故、左様之心遣成苦敷可有之候、甲斐守
 殿御事ハ御年頃と申、其上御在江戸にて
 公儀向之儀をも御存之御事ニ候条、都合
 をハ甲斐守殿江被成御頼、万事差引
 をハ牛庵ニ可被仰付との御父子様御
 談合にて、十ヶ年及御仕置方之儀を遂

其節、甲斐守殿ハ四五年程都合計
 御聞候而、其後者(は)江戸より御下向げこうも無之＊三付
 而、万事牛庵ぎゅうあん益田元祥益田元祥一分之心遣を以御家を
 再興之所仕置申、一先被遂御安堵候、大
 段之御借銀御座候を不残払、其上金
 銀江懸式(一)千貫目前後仕置仕、
 完(宍)戸主計殿江御渡申候、其段御家来けらい
 中諸人存候前三候、是も一先肝要之

P 54

此年牛庵氣を以て被成御取続候、是以
 牛庵御奉公之驗故かと存候事、
 一其後、牛庵〔益田元祥〕事、御用方、完〔六〕道主殿江〔一〕
 相渡、歳至極仕候ニ〔七〕付、万事被成御赦
 免、心安ニ居候、然ハ〔八〕しからば、はや余命も無御座
 候条、今一度上方江も罷登、近年之〔九〕
 苦勞をも些氣を晴し、又者〔一〇〕後生之
 儀ハ大徳寺辺ニ仕置申度之由、御断申

P 55

此、牛庵氣（遣い）を以て被成御取続候、是以

牛庵御奉公之驗故かと存候事、

一其後、牛庵〔益田元祥〕事、御用方、完〔六〕道主殿江〔一〕

相渡、歳至極仕候ニ〔七〕付、万事被成御赦

免、心安ニ居候、然ハ〔八〕しからば、はや余命も無御座

候条、今一度上方江も罷登、近年之〔九〕

苦勞をも些氣を晴し、又者〔一〇〕後生之

儀ハ大徳寺辺ニ仕置申度之由、御断申

註 牛庵氣を 益田家文書 92 「牛庵氣遣いを以て」とある。

上候得ハ、即御晦^{マヤ}被^マ下候ニ付候^テ而、上洛仕候、
 然者^シからば其年、大猷院様御代初、寛永
 十一〔1634〕年之御上洛ニ而御座候ニ付而、能折^{よまわり}
 柄登^{がら}り相申候条、当公方様〔將軍〕をも
 可奉^{*}拝と申候而致逗留候、然ハ其時、諸
 家共ニ御代替^{*}り之御朱印御改御
 座^座（候、其節、甲斐守殿〔毛利秀元〕・日向守殿分^註
 別ニ御朱印御頂戴有度之通、内縁

P 56

註 大猷院様 徳川家共徳川三代將軍の諡^{おくりな}
 註 日向守殿 毛利就隆、輝元二男、徳山毛利始祖

此点能令^レ返^レ任^レ之、^レ当^レ代^レ御^レ判^レ物^レ之^レ御^レ文
 辨^レ之^レ御^レ判^レ条^レ御^レ座^レ有^レ間^レ敷^レと存^レ候^レと申^レ上
 候^レ得^レハ、尤^ニ被^レ思^レ召^レ候、牛^レ庵^レ事、乍^ニ多^レ儀^レ（義）
 右^レ兩^レ通^レ之^レ御^レ判^レ物^レ持^レ参^レ上^レ仕^レ候、御^レ老^レ中^レ方^レ江
 罷^レ出、先^レ年、權^レ現^レ様^レ御^レ判^レ物^レ御^レ頂^レ戴^レ之時^レ之
 趣^レより申^レ上、其^レ後、台^レ德^レ院^レ様^レ御^レ判^レ物^レ御^レ頂^レ戴
 之時^レ之^レ次^レ第^レ考、具^ニ申^レ上^レ候^レ様^ニと被^レ成^レ御^レ意^レ候
 二^レ付^レ而、奉^レ得^レ其^レ意^レ候^レ通^レり御^レ請^レ申^レ上^レ候^レ得^レ者、御

P 58

辻を以^レ態^々被^レ仰^レ上^レ候^レハ、当^レ御^レ代^レ御^レ判^レ物^レ之^レ御^レ文

体^レと^レも、御^レ判^レ条^レ御^レ座^レ有^レ間^レ敷^レと存^レ候^レと申^レ上

候^レ得^レハ、尤^ニ被^レ思^レ召^レ候、牛^レ庵^レ事、乍^ニ多^レ儀^レ（義）

右^レ兩^レ通^レ之^レ御^レ判^レ物^レ持^レ参^レ上^レ仕^レ候、御^レ老^レ中^レ方^レ江

罷^レ出、先^レ年、權^レ現^レ様^レ御^レ判^レ物^レ御^レ頂^レ戴^レ之時^レ之

趣^レより申^レ上、其^レ後、台^レ德^レ院^レ様^レ御^レ判^レ物^レ御^レ頂^レ戴

之時^レ之^レ次^レ第^レ考、具^ニ申^レ上^レ候^レ様^ニと被^レ成^レ御^レ意^レ候

二^レ付^レ而、奉^レ得^レ其^レ意^レ候^レ通^レり御^レ請^レ申^レ上^レ候^レ得^レ者、御

祝成候、左候而（さそうろうて）井原彈正可被相殘候条、
 同心可仕之通被仰聞、彼方同道仕、大炊殿・讚
 岐守殿江參上、先年已來之次第、具^{つぎ}二右之御
 證（証）文兩通懸御目、得と申上候へハ、御兩人共二
 可被聞召届、其辻被達^{*} 上聞、無程御先判
 之旨無相違兩國一円被進置候通被対^{*}
 秀就様御判物被進候、此段も能折柄、牛
 庵致上洛、京都に居合候故、右之首尾、

P 59

祝成候、左候而（さそうろうて）井原彈正可被相殘候条、

同心可仕之通被仰聞、彼方同道仕、大炊殿・讚

岐守殿江參上、先年已來之次第、具^{つぎ}二右之御

證（証）文兩通懸御目、得と申上候へハ、御兩人共二

可被聞召届、其辻被達^{*} 上聞、無程御先判

之旨無相違兩國一円被進置候通被対^{*}

秀就様御判物被進候、此段も能折柄、牛

庵致上洛、京都に居合候故、右之首尾、

御老中江申上、先判之旨無相違兩國*

一枚被進置候通御判物御頂戴、是以牛これもつて

庵御奉公故敷(か)と存候事、

一右之(の)外小(少)々之御奉公申上候事(は)、数度御座

候へ共、不差立儀ニ(に)候故、書付不申候、其内、自身その

役・御普請(役)、数年相統処(所)勤仕候通有(荒)あら

増如此候、治部少輔註石田三成乱之已後、明年、大照

院様(毛利秀就)江戸初而(て)御參勤之時、牛庵(益田元

祥)御供

御老中江申上、先判之旨無相違兩國
一枚被進置候通御判物御頂戴、是以牛
庵御奉公故敷(か)と存候事、
一右之(の)外小(少)々之御奉公申上候事(は)、数度御座
候へ共、不差立儀ニ(に)候故、書付不申候、其内、自身
役・御普請(役)、数年相統処(所)勤仕候通有(荒)
増如此候、治部少輔(石田三成)乱之已後、明年、大照
院様(毛利秀就)江戸初而(て)御參勤之時、牛庵(益田元
祥)御供

註 治部少輔乱 1600年、関ヶ原の役。益田家文書92「治部少乱之明年、」
とある。

御普請年之春、江戸江罷越、福原
 越後申談、御普請一途相調申候、其砌、
 大照院様御縁辺相調、御祝言之御
 催御座候付而、又無程江戸御上屋敷
 最初之御家普請之儀、牛庵ニ被
 仰付、三年前より上方罷登り、大坂ニて
 御家木作り等申付、翌年、(右の)御家、大廻り之
 船ニ而江戸差廻し、牛庵直様罷下り

御普請年之春、江戸江罷越、福原

越後申談、御普請一途相調申候、其砌、

大照院様御縁辺相調、御祝言之御

催御座候付而、又無程江戸御上屋敷

最初之御家普請之儀、牛庵ニ被

仰付、三年前より上方罷登り、大坂ニて

御家木作り等申付、翌年、(右の)御家、大廻り之

船ニ而江戸差廻し、牛庵直様罷下り

註 大照院様御縁辺相調被成 毛利秀就縁談、室喜佐姫は越前松平中納言秀康
 長女、婚儀は慶長十三(1608)年七月十七日とある(毛利三代実録38卷
 慶長七年六月三日の項)。

取立御成就之上、御徒移迄罷居、三年相
 詰、御祝言之春、暫時中下り仕、其夏、右
 一同又江戸参勤いたし御祝言一途相
 詰、其年之暮、御国罷下り候、其後、
 江戸参勤仕、一兩年ニ而相詰申候、大
 坂冬之御陣ニハ、宗瑞様、大坂被成御登り
 候ニ付、御国御留守居牛庵ニ被仰付、春
 之御陣ニハ、大照院様致御供大坂罷登、

取立御成就之上、御徒移迄罷居、三年相

詰、御祝言之春、暫時中下り仕、其夏、右

一同又江戸参勤いたし御祝言一途相

詰、其年之暮、御国罷下り候、其後、

江戸参勤仕、一兩年ニ而相詰申候、大

坂冬之御陣ニハ、宗瑞様、大坂被成御登り

候ニ付、御国御留守居牛庵ニ被仰付、春

之御陣ニハ、大照院様致御供大坂罷登、

註 移徙 いし うつること、移転。

註 又江戸参勤 益田家文書92「又江戸罷下、其後も兩度御用方被仰付参勤
仕・」とある。

註 大坂冬之御陣 大坂冬の陣、慶長十九年(1614)。

註 春之御陣 大阪夏の陣、元和元年(1615)。

皇在京中相詰、其秋、致御供罷下り、翌
 年、権現様註〔徳川家康〕被成御他界二付而、宗瑞
 様より為御名代江戸致参勤、中一年
 御座候而被召上、伊豆之三嶋迄罷下、
 彼地ニて殿様〔毛利秀就〕御上りに参り合、(それより) 御供
 仕罷下り、註 広島之事、出来二付、岩国
 迄致御供罷下、夫註 (それ) より又上方御供仕、御在
 京中相詰申候、左候而一兩年御座候而、御

御在京中相詰、其秋、致御供罷下り、翌

年、権現様註〔徳川家康〕被成御他界二付而、宗瑞

様より為御名代江戸致参勤、中一年

御座候而被召上、伊豆之三嶋迄罷下、

彼地ニて殿様〔毛利秀就〕御上りに参り合、(それより) 御供

仕罷下り、註 広島之事、出来二付、岩国

迄致御供罷下、夫註 (それ) より又上方御供仕、御在

京中相詰申候、左候而一兩年御座候而、御

註 権現様被成御他界 元和二年(1616)四月十七日。

註 御座候 益田家文書92「御座候 台徳院様御代初之御上落之時 御供とし
て江戸被召上。」とある。

註 広島之事 元和五年(1619)六月十二日、広島城没収にあたり毛利秀就
が岩国に出兵。

〇六條の御座候御心付など無御座候時節
 年ハ催相(催しあい)銀其外御心付など無御座候時節
 二而ハ候得共、ケ様ニ自分役・御普請役打続
 所勤之衆、又公儀江御六ヶ敷(難しき)事も終ニ不申上衆ハ
 御座(有)間布やと存候事、
 牛庵一代ニ、先祖已来公方様より拝
 領仕候道具并代々買(たくわえ)置候(道具)、牛庵代
 二求候道具、輝元様・秀就様江度々
 致進上候物、限有分大形付立申覚、(略)

註 御座間布 益田家文書92「御座有間布・」とある。
 註 買置候 益田家文書92「たくわえ置候道具、牛庵代・」とある。
 註 略 この後に益田家から毛利家に献上された益田家什物が記載されている(東大史料編纂所 益田家文書から要約)ので、紹介する。

①舞草房安刀一腰 全鼎(益田藤兼・牛庵の父)が元就様へ進上致し候、元就様より全鼎へ下し置かれ候御簪紙を相見申し候と、足利義政殿より先祖の兼兼様領任り候、藤兼の父・尹兼が在京のとき伊勢守貞丞所望により見せ候、これは阜山六郎が猫保を切事仕りたるものなりと申し伝え候由、元就様へ差上げ候節、刀の由緒を御尋ね候につき、元春公まで右の次第書付を以て申し上げ候。②正宗刀一腰 牛庵より輝元様へ献上。輝元様が法体になられ、伏見で権現様に御相對のとき進上。③米田光刀一腰 先祖が京都にいらるとき米田光へ屋敷を遣わしたことがあり、そのお礼として益田へ来たとき土産に持参候。秀就様がはじめて秀頼に對面し、御衣服の儀を首尾よく終えたと、そのお礼として五国光脇指一腰、藤兼がはじめて元就様に御對面のとき拝領、その後、牛庵が輝元様防長兩國御安堵になられ山口において進上。④備前兼光刀一腰 牛庵が輝元様へ差上げ候由、お氣に入り指領(差料)になされ候。⑤牧溪筆下り猿の絵一幅 足利義政殿の物の由、先祖宗兼が船岡山で軍功があり、義尹殿の感状とともに拝領したもので、牛庵が秀就様に献上候。⑥真盃一つ 藤兼が足利義政殿から拝領したもので、牛庵が輝元様へ献上。千利休が太閤秀吉御所持

の「面影の盃」よりも見事だと褒め候。その後、再び利休に見せ候えは、比類なき盃にて候、名なきことはこれ有る間敷く由に申され、益田と申す者が所持仕り候につき、「益田盃」と御付け替へ然るべしと申され候。然る処、石田治部少が安國寺を導して所望致し候、関ヶ原陣のとき佐保山(佐和山)にて滅し申し候。⑧肩衝一つ「針屋肩衝」といつたが、牛庵が輝元様へ差上げ候以後は「益田肩衝」と名をかえ御秘藏、後に秀就様が家光公方様に献上。⑨別文 肩衝は数多々候、関ヶ原以後、ご返納物大變につき、道具などを皆々御はめなされ、一つは福島殿へ、一つは加藤殿へご売却、幸いこの肩衝を輝元様へ進上申し候由、祝賀、益田肩衝として御贈みなされ候、大照院様ご所望なされ進上候。⑩雪舟筆三幅対 中尊釈迦左右文殊普賢。雪舟が大内家にいたとき描いたもので、益田へ来たときの土産。牛庵より秀就様へ献上。⑪雪舟筆鷹絵三幅対 牛庵より秀就様へ献上。⑫備前兼光脇指一腰 無庵が綱広様御幼少の時分に進上。これは先祖が足利義政殿から拝領したもので、⑬有明真盃一つ 無庵から綱広様へ差上げたもので、綱広様(隠居のとき綱吉公方様へ差上げ。⑭頼輝高祖絵一幅(頼輝は南末末の画家)

此所住之宝物覚書有之略之、其内、石田
 治部江被進候道具、又御国返納之時、皆二
 御すすめ被成候御肩衝、壹ツ(一) 福嶋殿江、一ツハ加藤
 肥後殿江被成御買(売り)、御返納之差次(さしつき)ニ被仰
 付候由、右故事ハ牛庵申候、右辻之儀ハ各も
 御存之儀也、其外御家中ニも古キ(き) 衆ハ大形
 可被為存候、 已上、
 戊ノ(一) 卯(四) 月廿八(二十八) 日
 益田無庵(元堯)

P 67

成 卯月廿八日

益田無庵

益田安房
 益田修理
 繁沢次郎兵衛

P 68

堅田安房(就政) 様
 益田修理(景祥) 様
 繁沢次郎兵衛様

註 肩衝 茶入れの形の二、上部にはつきりと肩がついているもの。

註 買 益田家文書92「売」とある。字の写し間違ひ。

註 繁沢次郎兵衛 繁沢治郎兵衛就充 益田元堯一男、繁沢監物元貞養子。

参考資料

【被くれ、くる】

- ◆被成 成され、成さる (P 1 11 21 25 35 48 52 59 67) ◆被申 申され、申さる (P 1 3 4 5 9 12 14 16 17 24 25 26 30 32 38 39 40 45 47 48 49 51)
- ◆被仰出 仰出され、仰出さる (P 1 3 5 6 7 8 25 37) ◆被置 置かれ (P 2) ◆被罷下 罷下られ (P 2 4) 罷下られ (P 31)
- ◆被差下 差下らる (P 3)、差下られ、差下らる (P 7 50) ◆被登 登られ (P 3) ◆被差返 差返され (P 3)
- ◆被差捨 被差(指)捨られ (P 5 6) ◆被申上 申上ぐらる、申上げらる、申上げられ (P 5 37) ◆被申渡 申渡され (P 5)
- ◆被下 下され、下さる (P 6 13 21 56 61) ◆被遣 遣され (P 7 12 20) ◆被思召 思召され、思召さる (P 7 13 27 36 37 58)
- ◆被相定 相定めらる (P 8) ◆被仰付 仰付られ、仰付らる (P 8 18 19 23 27 33 36 61 62 63 65 67) ◆被為置 置せられ、置せらる (P 9 10 49 50)
- ◆被差置 差置かれ (P 9 10) ◆被成御配 お配り成され (P 10) ◆被聞召届 聞召し届けられ (P 11) ◆被及御覧 御覧及ばさる (P 11)
- ◆被仰達 仰達せられ (P 13) ◆被仰聞 仰聞けられ (P 15) ◆被差出 差出さる、指出され (P 15 18)、差出され (P 35 39 47)
- ◆被相談 相談され (P 16) ◆被罷出 罷出られ (P 16 32) ◆被仕 仕られ (P 16 33 34 40 44 50) ◆被罷帰 罷帰られ (P 16)
- ◆被存 存ぜらる (P 16) ◆被出 出られ、出され (P 16 17) ◆被作 作られ (P 17) ◆被帰 帰られ (P 17) ◆被罷出 罷出でられ (P 17)
- ◆被為作 作せらる、作らせられ (P 19 31 34) ◆被罷 罷められ (P 21) ◆被成御意 御意成さる、御意成され (P 22 36 37 58)
- ◆被煩 煩われ (P 25) ◆被為成 成らせられ、成らせらる (P 18 26 52) ◆被仰伺 仰伺われ (P 27) ◆被成御存知 御存知成らる (P 27)
- ◆被聞召 聞召され、聞召さる (P 24 36) ◆被仰 仰され (P 30) ◆被懸 懸られ (P 31) ◆被相調 相調えられ (P 31 45)
- ◆被召出 召出され (P 33) ◆被申越 申越され (P 34) ◆被召寄 召寄せられ (P 34) ◆被仰切 仰切られ (P 34) ◆被差渡 差渡され (P 35 38)

- ◆被居 居られ (P 39 45 47) ◆被入置 入置かれ (P 39 42) ◆被罷居 罷居られ、罷居らる (P 43) ◆被持詰 持詰められ (P 44)
- ◆被遂注進 注進遂げられ (P 45) ◆被集 集めらる (P 45) ◆被成御下 お下り成され (P 49) ◆被為添 添わせられ (P 50)
- ◆被寄 寄られ (P 52) ◆被成御頼 お頼み成され (P 52 53) ◆被遂御安堵 御安堵遂げられ (P 54) ◆被成御取続 お取続け成され (P 55)
- ◆被成御赦免 御赦免成され (P 55) ◆被進置 進置かれ (P 57 59 60) ◆被対 対され (P 57 59) ◆被進 進められ (P 57 59 67)
- ◆被達上聞 上聞達せらる (P 59) ◆被仰聞 仰聞けられ (P 59) ◆被成御宿 御宿成らる (P 61) ◆被成御在府 御在府成され (P 61)
- ◆被差上 差し上ぐらる、差し上げらる (P 61) ◆被成御登り お登り成され (P 63) ◆被成御他界 御他界成らる (P 64)
- ◆被召上 召上ぐらる、召上げらる (P 64) ◆被成御売り お売り成され (P 67)

【不 不、不、不】

- ◆不残 残らず (P 15 19 54) ◆不申 申さず (P 27 23 28 31 60) ◆不被及御覽 御覽及ばされず (P 7) ◆不立 立たず、立たざる (P 9 49)
- ◆不被及御手 お手に及ばされず (P 12) ◆不被遣 遣されず (P 14) ◆不仕 仕らず (P 14 36 65) ◆不成 成らず (P 15)
- ◆不被及是非 是非に及ばされず (P 15) ◆不行 行かず (P 17) ◆不相成 相成らざる、相成らず (P 20 25 26 30 47)
- ◆不可然 然りべからざる、然りべかざる (P 30 48 51) ◆不致同意 同意致さず、同意致さざる (P 36) ◆不相叶 相叶わず (P 40)
- ◆不合 合わず (P 43) ◆不替 替えざる (P 48) ◆不及手 手に及ばず (P 51) ◆不限 限らず (P 51)
- ◆不差立 差し立たざる (P 60) 不申上 申上げず (P 65 66)

【可くべし、くべく】

- ◆可被下 下さるべく (P 11) ◆可申上 申上ぐべく (P 25 10) ◆可相届 相届るべく (P 2) ◆可申渡 申渡すべく (P 5)
- ◆可有之 これ有るべく、これ有るべき (P 6 14 19 21 34 53) ◆可仕 仕るべき、仕るべく (P 7 9 13 35 59 30)
- ◆可被為置 置かせらるべき (P 8) ◆可然 然るべき、然るべく、然るべし (P 9 21 24 35) ◆可被成御預 お預け成さる可し (P 9)
- ◆可有御預 お預け有るべく (P 9) ◆可被成御請 お請け成さるべく (P 10) ◆可被成御預ケ お預け成さるべく (P 11)
- ◆可被相続 相続けらるべき (P 12) ◆可申 申すべく (P 13 21 22) ◆可被為作 作らせらるべき (P 14 33)
- ◆可有御氣遣 お氣遣い有るべく (P 14) ◆可被仕 仕らるべく (P 15) ◆可為同前 同前為るべく (P 16)
- ◆可被成御存 御存 (知) 成らるべく (P 17) ◆可相成 相成るべし (P 19) ◆可有 有るべく (P 20) ◆可被召置 召し置かるべく (P 20)
- ◆可被思召 思召さるべく (P 23) ◆可有御沙汰 御沙汰有るべく (P 25) ◆可被聞召 聞召さるべく (P 28) ◆可被成御判 御判成らるべし (P 31)
- ◆可被仰付 仰付けらるべし (P 34 53) ◆可被仰伺 仰伺わるべし (P 35) ◆可被為切 切らせらるべく (P 36) ◆可被仰出 仰出さるべく (P 37)
- ◆可被為持 持たせらるべし (P 40) ◆可被申 申さるべし (P 42) 可被成 成らるべし (P 53) ◆可奉拝 拝し奉るべし (P 56)
- ◆可被相残 相残らるべく (P 59) ◆可被聞召届 聞召し届けらるべし (P 59) ◆可被為存 存せらるべく (P 67)

【如くの如く、の如し】

- ◆如御意 御意の如く (P 2) ◆如此 此の如く (P 10 60)

【為すのため、くとして、くたる】

- ◆為請取 請取のため (P 2) ◆為御内談 御内談のため (P 12) ◆為約束 約束として (P 17) ◆為申出 申出たる (P 18)
- ◆為後巻 後巻として (P 29) ◆為御名代 御名代として (P 39 64) ◆為城督 城督として (P 43) ◆為御心添 お心添えとして (P 50)

【遂くを遂げ】

- ◆遂披露 披露遂げ (P 3)

【無くなく、くなき、くなし】

- ◆無之 これなく、これなき、これなし (P 2 7 9 10 12 13 15 16 17 18 22 31 33 38 51 54) ◆無別条 別条なき (P 4) 御別条なく (P 26)
- ◆無比類 比類なく (P 5) ◆無残所 残す所 (処) なく (P 6 26) ◆無御座 御座なく (P 10 13 55 66) ◆無余儀 余儀なく (P 11)
- ◆無異議 異議なく (P 29 37) ◆無紛 紛れなき (P 36) ◆無恙 恙なく (P 44) ◆無程 程なく (P 44 59 62) ◆無是非 是非なく (P 47)
- ◆無承引 承引なく (P 51) ◆無詮議 詮議なく (P 51) ◆無御同意 御同意なく (P 51) ◆無相違 相違なく (P 59 60)
- ◆無障り 障りなく (P 65) ◆無欠如 欠如なく (P 65)

【於くにおいて】

- ◆於伏見 伏見において (P 5) ◆於我等 我等において (P 6) ◆於尔今 今において (P 13) ◆於然 然るにおいて (P 13)
- ◆於両条 両条において (P 37) ◆於此儀 此儀において (P 37)

【得くを得】

- ◆得其旨 其旨を得 (P 8) そのむね え
- ◆得勝利 勝利を得 (P 41) しょうり え

【及くに及び】

- ◆及御奉公 御奉公に及び (P 8) ごほうこう およ

【乍く乍ら】

- ◆乍然 然し乍ら (P 10) しか なが
- ◆乍申 申乍ら (P 22) もうしなが
- ◆乍申感 申感じ乍ら (P 37) もうしかん なが
- ◆乍多儀 多義乍ら (P 58) たぎなが

【対くに対し】

- ◆对御家 お家に対し (P 11)

【従くより、自くより】

- ◆従甲斐守殿 甲斐守殿より (P 15) かひのかみどの
- ◆従吉川殿 吉川殿より (P 15) きつかわたの
- ◆従権現様 権現様より (P 57) ごんげんさま

- ◆自早朝 早朝より (P 16) そうちよう
- ◆自是 是より (P 52) これ

【至くに至り】

- ◆至今年 今年に至り (P 28) ことし いた

【手 へに】

◆手今 今いまに (P 37)

【之 これへ】

◆有之 これあり、これある (P 6 24 27 40 45 46 52 67)

◆略之 之これを略りやくす (略りやくす) (P 49 67)

【難 へ難く】

◆難被続 続つづけられ難がたき (P 52)

【致 へ致し】

◆致逗留 逗留とうりゅう致し (P 56)

◆致上洛 上洛じょうらく致し (P 59)

◆致御供 お供とも致し (P 63 64)

◆致参勤 参勤さんきん致し (P 64)

◆致進上 進上しんじょう致し (P 66)

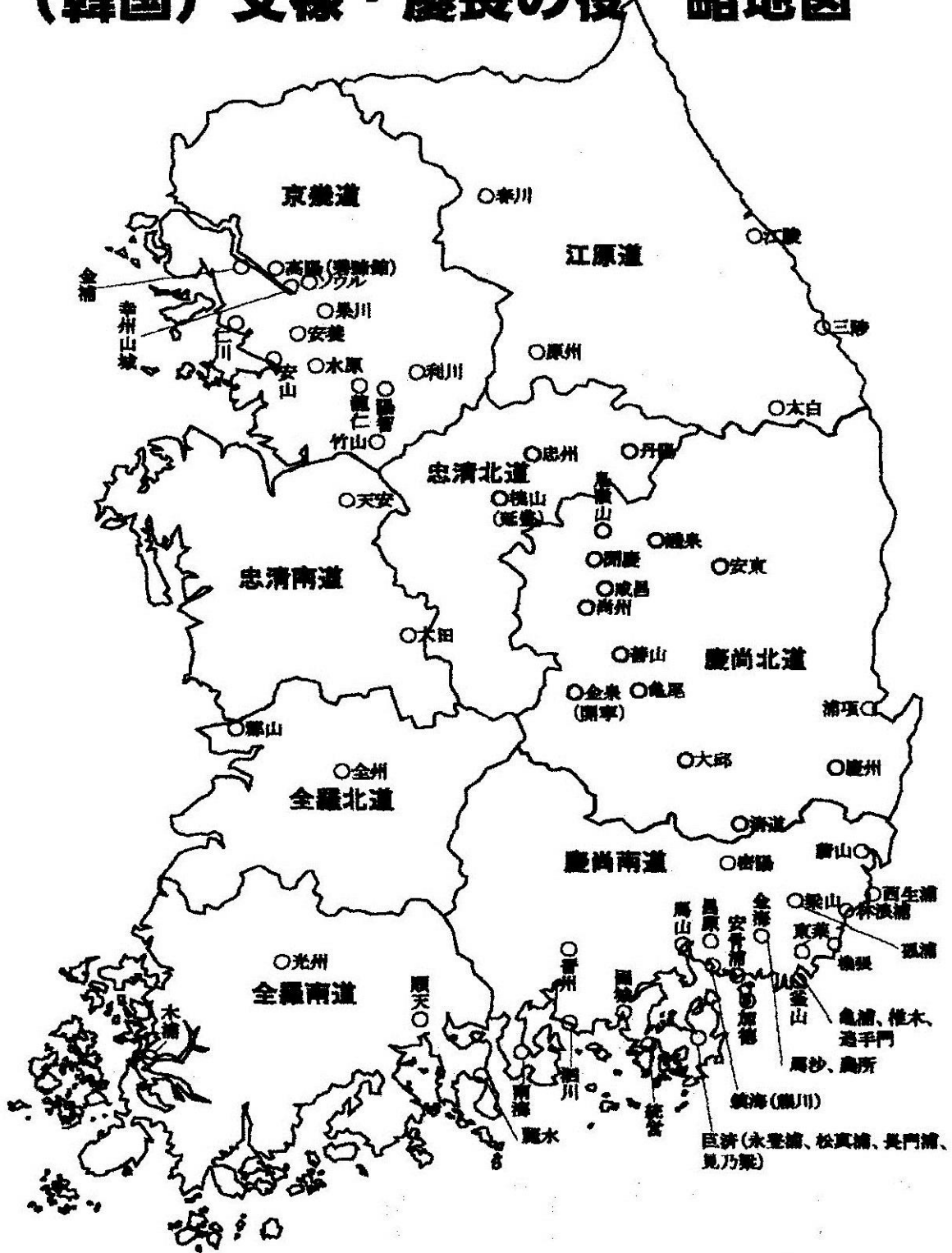
【奉 へ奉り】

◆奉得其意 其意そのいを得奉えたてまつり (P 58)

【懸 へ懸け】

◆懸御目 お目めに懸かけ (P 59)

(韓国) 文禄・慶長の役 略地図



【注】韓国地名の日本語表記について
 日本の古文書では韓国の地名を次のように表記している。東萊=トグネギ、熊川=コモカイ、西生浦=セツカイ、密陽=ミテギ、梁山=リヤグザン、安骨浦=アンゴウライ、善山=センサン、清道=トグコイ、烏嶺=サイサイ、開慶=ムンセン、咸昌=ハンシヤク、順天=シュンテン、延豊=エンホン、槐山=コイサン、竹山=チヨグサン、陽智=ヤグヌイ、果川=クワセン、龍仁=チャエン など。

(韓国) 文禄・慶長の役に<壬辰倭乱・丁酉再乱>古戦場

地名		日本側呼称	韓国読み		備考
道	地名		アルファベット	仮名	
慶尚南道	釜山浦	フサンカイ	Pusan	プサン	釜山には毛利輝元・小早川秀明他が築城した釜山倭城(東区佐川洞)と毛利秀元築城の釜山支城(東区凡一洞、韓国名=子城台倭城)があった。
	東萊	トグネギ	Dongnae	トンネ	釜山北部にある山と温泉の町。東萊倭城。釜山広域市東萊区漆山洞。文禄2年吉川広家ほか築城。城址は現存しない。
	林浪浦		Imranpo	イムランポ	林浪浦倭城。釜山広域市機張郡長安邑。毛利吉成ほかにより文禄2年築城。
	機張		Kijang	キジャン	機張倭城。釜山広域市機張郡竹城邑。文禄2年黒田長政築城。韓国名=竹城里倭城。
	龜浦		Kupo	クボ	龜浦倭城。釜山広域市龜浦洞。一名甘筒城・義城。小早川隆景ほかが文禄2年築城。
	椎木		Chumok	チュモク	椎木倭城。釜山広域市影島区青鶴2洞。文禄2年毛利輝元築城。城址現存せず。
	追門口			バンムング	追門口倭城。釜山広域市中区中央洞。文禄2年毛利輝元築城。城址現存せず。
	熊川	コモカイ	Ungchon	ウンチョン	熊川倭城。鎮海市南門洞。ここには倭館が置かれ古くから日本との交流が深かった。日本第2水軍基地。文禄元年6月命により上杉景勝が築城し、竣工後小西行長が守った。補給基地であったと考えられている。支城が同市明洞に2つある。一つは宗義智(甘浦山城)、他は松浦鎮信(小山城)が夫々文禄2年に築城。
	蔚山	ウルサン	Ulsan	ウルサン	韓国に数々の工業都市。自動車生産など。蔚山倭城。蔚山市中区鶴城洞。慶長2年黒田長政築城。一名蔚山鶴城。
	密陽	ミテギ	Miryang	ミリヤン	韓国三大楼閣の一つ「嶺南楼」がある。アリランのふるさと。
	西生浦	セツカイ	Seosaengpo	ソーセンポー	蔚山南方の韓国東海岸の町。西生浦倭城は1592年加藤清正が築城。城域46千坪。淺野幸長が標高200mの山頂に本丸を修築した。倭城では一番保存状態が良く城郭史研究上重要史跡。
	梁山	リヤグサン	Yangsan	ヤンサン	釜山北部の町。梁山倭城。梁山市勿禁面。慶長2年黒田長政築城。
	孤浦			コポ	孤浦倭城。梁山市東面架里山。一名孤浦里城。築城者・時期不明。城址現存せず。
	固城		Kosong	コソン	固城倭城。固城郡固城邑。慶長2年吉川広家ほか築城。
	晋州		Junju	チンジュ	文禄・慶長の役での三大激戦地の一つ。晋州倭城、楼閣「巖石楼」(チョッソンヌ 1365年建立)、義石などの遺跡がある。日本側が「モクソ(牧使又は牧司)の城」と呼んだのは晋州城(又は尚州城)の事ではないかと云われている。牧使(司)とは役職名で、日本軍との攻防戦において、日本軍2万を相手に戦った朝鮮側の指揮官、晋州牧使・金時敏(キムシミン)のこと。
	加徳	カトク	Kadok	カトク	加徳島。釜山と巨済島との間に浮かぶ島。文禄元年毛利輝元築城の加徳倭城(釜山広域市江西区訥次洞)があった。加徳支城(同城北洞)は文禄2年築城。
	統營		Tongyeong	トンヨン	李舜臣朝鮮水軍の統制營(司令部)があった。
	金海		Gimhae	キムハエ	金海竹島倭城。文禄2年鍋島直茂・勝茂築城。
	馬沙			マサ	馬沙倭城。金海市生林面。鍋島直茂・勝茂が築城。時期不明。外城は土城。
	農所			ノンソ	農所倭城(徳橋?)。金海市酒村面徳谷里。文禄2年? 鍋島直茂・勝茂が築城。一名新答城。
	昌原		Changwon	チャンウオン	鎮海湾の奥にある工業団地の町。
	馬山		Masan	マサン	鎮海湾の奥にある工業団地の町。昌原の隣町。馬山倭城。馬山市山湖洞。慶長2年鍋島直茂・勝茂築城。一名昌原城。
	安骨浦	アンゴウライ	Angolpo	アンゴルポ	鎮海市安骨洞の安骨浦倭城。韓国名は熊洞安骨里城。日本水軍基地。文禄2年に臨坂安治、加藤嘉明、九鬼嘉隆など水軍諸将が築城。
	鎮海		Chinhae	チンハヘ	
	永登浦			ヨンソンポ	永登浦倭城。巨済市長木面旧永里。文禄元年島津義弘・忠恒築城。
	松真浦			ソンジンポ	松真浦倭城。巨済市長木面松真里。文禄2年福島正則ほか築城。
	長門浦			チャンムンポ	長門浦倭城。巨済市長木面長木里。文禄2年蜂須賀家政ほかが築城。一名倭城洞城。
見乃梁			ヒョンネリョン	見乃梁倭城。巨済市沙等面。慶長2年築城。	

(韓国) 文禄・慶長の役<壬辰倭乱・丁酉再乱>古戦場

地名		日本側呼称	韓国読み		備考
道	地名		アルファベット	仮名	
	南海		Namhae	ナメ	南海倭城。南海郡南海邑船所里。慶長2年水軍諸將築城。一名竹山城。
	泗川		Sacheon	サチョン	晋州湾の奥にある町。空港がある。泗川倭城は韓国名「船津里城」。慶長2年長曾我部元親・毛利吉成が築城。在番島津義弘・忠恒。
慶尚北道	慶州		Gyeongju	キョンジュ	
	亀尾		Gumi	グミ	
	善山	センサン	Seonsan	ソンサン	現亀尾 (Gumiグミ) 市。亀尾の北北西に位置する。
	浦項		Pohang	ポハン	
	安東		Andong	アンドン	両班(ヤンバン)文化の町。安東焼耐、安東包(伝統服)で有名。
	清道	テグトイ	Cheongdo	チョンド	清道郡の南部、慶尚南道との道境に近く、密陽の北。
	大丘(邱)	タイコイ	Daegu	デグ	
	開寧				現金泉(Gimcheonキムチョン)市。
	烏嶺	サイノ Saejae	Choryong	チョリョン	開慶の北、開慶セジェ道立公園にある山で、壬辰倭の1592と1598年に城壁・関門が作られた。KBS時代劇ドラマ撮影場がある。北方には水安堡温泉がある。
	開慶	ムンセンサン	Mungyong	ムンギョン	李朝時代慶尚道と漢城を結ぶ道筋にあった。嘗ての産炭地。
咸昌	ハンシヤク	Hamchang	ハンチャン	開慶の南、尚州との間に位置する。	
尚州	シヤクジュ	Sangju	サンジュ		
醴泉		Yecheon	イエチョン		
全羅南道	順天	シュンテン	Suncheon	スンチョン	順天倭城。昇州郡海龍面新城邑。日本軍西側の拠点であった。慶長2年宇喜多秀家他築城。小西行長が戦いの最後まで居城した。韓国名=新城里城。一名曳橋城。
	光州		Gwangju		道庁所在地。李朝時代多くの文人を生み出した芸術・文化の町。
	麗水		Yeosu	ヨス	海洋観光の拠点。文禄・慶長の役で海戦が行われた。
全羅北道	全州		Jeonju	チョンジュ	道庁所在地。百済の古都。穀倉地帯。ピビンパブ発祥の地であり食文化の中心地。
	郡山		Gunsan	グンサン	
忠清南道	大田		Daejeon	デジョン	ソウルから153km、韓国の中央に位置し交通の中心。道庁所在地。
	天安		Cheonan	チェオンアン	
忠清北道	延豊	エンホンパン	Yeonpyeong	ヨンボン	現槐山(クエサン)郡延豊面。
	槐山	コイサン	Goesan	クエサン	
	忠州		Chungju	チュンジュ	
京畿道	ソウル		Seoul	ソウル	
	幸州山城		Haengju	ヘンジュ	
	仁川		Incheon	インチョン	
	竹山	チョグサン		ジュクサン	安城(Ansong)市竹山面。町の東北に竹州山城(Jukjusansong)がある。
	安養		Anyang	アンヤン	
	安山		Ansan	アンサン	
	水原		Suwon	スウォン	
	利川		Icheon	イチョン	
	高陽		Goyang	コヤン	ソウル近郊の町で碧蹄館(ピクチュグアン)の古戦場がある。文禄2(1593)年平壤を奪還し勢いに乗る明の李如松の軍勢40千と宇喜多秀家、小早川隆景の日本軍41千が1月26日此所で激突、明軍は死者6千を残して大敗。李如松は戦意を喪失したが、日本軍も漢城近郊、龍山の兵糧庫を焼き払われ兵糧難に陥り長期戦が困難となったので、この合戦後、講和交渉が始まることになった。
	陽智	ヤグヌイ	Yangi	ヤンイ	
果川	クワセン	Gwacheon	クワチョン		
龍仁	チャエン	Yongin	ヨンイン		